本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第二八〇号）（金融庁）

1　金融庁に金融国際審議官一人を設置することとした。（第一条関係）

2　金融庁に置かれる国際政策統括官一人を廃止することとした。（第五条関係）

3　この政令は、平成二六年八月二九日から施行することとした。

◇東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八一号）（厚生労働省）

1　東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の規定により延長された東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二六条の規定による改正前の介護保険法第四八条第一項第三号の指定に係る権利利益について、当該権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二六年八月三一日から平成二七年二月二八日に延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八二号）（国土交通省）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第八〇号）の施行期日は、平成二六年一二月二四日とすることとした。

◇マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二八三号）（国土交通省）

一　マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令の一部改正関係

1　容積率の特例が適用される除却する必要のあるマンションの敷地面積の規模を定めることとした。（第二七条関係）

2　マンション敷地売却組合の役員等の解任請求に係る手続等を定めることとした。（第二九条関係）

3　売却マンションを占有している者がマンション敷地売却事業により通常受ける損失の額等について定めることとした。（第三二条関係）

二　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

広告の開始時期を制限する許可等の処分及び建物の売買等の際に説明が義務付けられる重要事項に、特定行政庁による容積率の特例の許可を追加することとした。（第二条の五及び第三条関係）

三　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係

広告の開始時期を制限する許可等の処分に、特定行政庁による容積率の特例の許可を追加することとした。（第六条関係）

四　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正関係

マンション敷地売却事業を経て新たに建設されるマンションの建設資金等について、独立行政法人住宅金融支援機構による融資の対象とすることとした。（第四条関係）

五　この政令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年一二月二四日）から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八四号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、山口県、徳島県及び福岡県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は六、八二五万枚に改めることとし、一、〇〇〇円の貨幣は四一一万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第二八五号）（文部科学省）

1　出版権の制限に係る事項

㈠　視覚障害者等のための自動公衆送信等が認められる者及び聴覚障害者等のための自動公衆送信等が認められる者を定めることとした。（第二条及び第二条の二関係）

㈡　美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置を定めることとした。（第七条の二関係）

㈢　送信可能化された情報の収集、整理及び提供の基準を定めることとした。（第七条の五関係）

2　出版権の登録の申請書に係る事項

出版権の登録の申請書の記載事項から対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めに関する事項を削除することとした。（第三二条関係）

3　この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八六号）（金融庁）

保険業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第四五号）附則第一条第一号の施行期日は平成二六年八月二九日とすることとした。

◇保険業法施行令の一部を改正する政令（政令第二八七号）（金融庁）

1　保険仲立人に義務付ける保証金のうち、最低金額を四、〇〇〇万円から二、〇〇〇万円に引き下げることとした。（第四一条、第四四条第二項関係）

2　この政令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第四五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二六年八月二九日）から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第二八八号）（厚生労働省）

1　名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物として、ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（別名ＤＤＶＰ）（以下「ＤＤＶＰ」という。）及びＤＤＶＰを含有する製剤その他の物（以下、ＤＤＶＰと合わせて「ＤＤＶＰ等」という。）を追加することとした。（第一八条関係）

2　健康診断を行うべき有害な業務の追加

㈠　有害な業務に従事する労働者に対して行う健康診断の対象業務として、ＤＤＶＰ等を製造し、又は取り扱う業務を追加することとした。（第二二条第一項関係）

㈡　有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）若しくはジクロロメタン（別名二塩化メチレン）を含有する製剤その他の物又はＤＤＶＰ等を製造し、又は取り扱う業務を追加することとした。（第二二条第二項関係）

3　特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、ＤＤＶＰ、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン及びこれらの物を含有する製剤その他の物（以下「クロロホルム等」という。）を追加することとした。（別表第三関係）